2　法第三十九条第三項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　営業所の名称及び所在地
二　高度管理医療機器等営業所管理者（法第三十九条の二第一項に規定する高度管理医療機器等営業所管理者をいう。以下同じ。）の住所
三　営業所における兼営事業の種類
3　第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出したものについては、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

（高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請）

第百十六条の二　法第三十九条第六項の規定による許可の更新の申請は、別記様式第五十四号による申請書を都道府県知事に提出してしなければならない。

（高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の営業所の構造設備の基準）

第百十八条　法第三十九条第四項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、高度管理医療機器プログラム（法第三十九条第一項に規定する高度管理医療機器プログラムをいう。以下同じ。）の電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所については、この限りでない。
一～三　（略）

（管理医療機器の販売業又は貸与業の届出）

第百二十条　法第三十九条の三第一項の規定による届出は、別記様式第五十八号による届出書に第百三十二条第一項に規定する管理医療機器営業所管理者の資格を証する書類の写し及び届出者とこの者との関係を証する書類を添えて、都道府県知事に提出してしなければならない。

（削る）
（削る）
（削る）

2　法第三十九条の三第一項第三号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　営業所の名称及び所在地
二　営業所（管理医療機器プログラム（法第三十九条の三第一項に規定する管理医療機器プログラムをいう。以下同じ。）の電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所を除く。）の構造設備の概要
三　第百三十二条第一項に規定する管理医療機器営業所管理者の氏名及び住所
四　営業所において他の業務を併せて行うときは、その業務の種類
3　第一項の規定にかかわらず、同項に規定する書類のうち、届出者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該届出書の提出先とされている都道府県知事に提出したものについては、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

（新設）

2　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出したものについては、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

（高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請）

第百十六条の二　法第三十九条第四項の規定による許可の更新の申請は、別記様式第五十四号による申請書を都道府県知事に提出してしなければならない。

（高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の営業所の構造設備の基準）

第百十八条　法第三十九条第三項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、高度管理医療機器プログラム（法第三十九条第一項に規定する高度管理医療機器プログラムをいう。以下同じ。）の電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所については、この限りでない。
一～三　（略）

（管理医療機器の販売業又は貸与業の届出）

第百二十条　法第三十九条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項（管理医療機器プログラム（法第三十九条の三第一項に規定する管理医療機器プログラムをいう。以下同じ。）の電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所にあっては、第三号に掲げる事項を除く。）とする。
一　届出者の氏名又は名称及び住所
二　営業所の名称及び所在地
三　営業所の構造設備の概要
四　営業所において他の業務を併せて行うときは、その業務の種類
2　法第三十九条の三第一項の規定による届出は、別記様式第五十八号による届出書に第百三十二条第一項に規定する管理医療機器営業所管理者の資格を証する書類の写し及び届出者とこの者との関係を証する書類を添えて都道府県知事に提出してしなければならない。この場合において、貸与業の届出については、管理医療機器の陳列その他の管理を行う者が行うものとする。
3　前項の規定にかかわらず、同項に規定する書類のうち、届出者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該届出書の提出先とされている都道府県知事に提出したものについては、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。